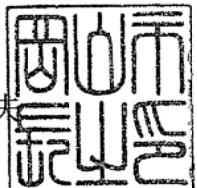


岡山市告示第 243 号

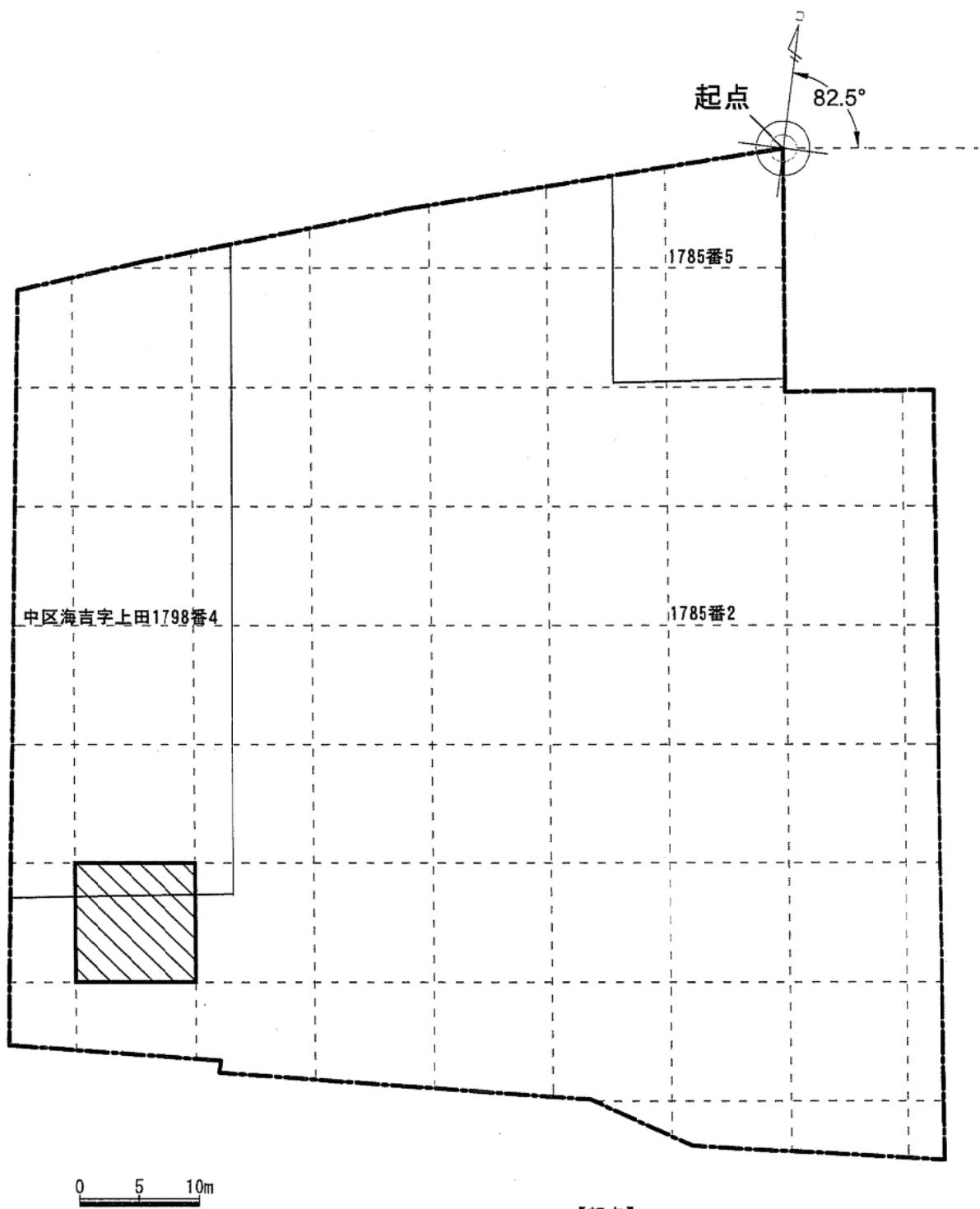
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき平成 28 年岡山市告示第 889 号により指定した区域についてその一部を解除する。

平成 29 年 3 月 15 日

岡山市長 大森雅夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
中区海吉字上田 1798 番 4、1785 番 2 の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去



凡例

--- 単位区画

— 敷地境界

形質変更時要届出区域

規則第31条第2項の基準に適合していなかった
特定有害物質の種類
・鉛及びその化合物

規則第31条第1項の基準に適合していない
特定有害物質の種類
・シス-1,2-ジクロロエチレン

【起点】

起点は、岡山市中区海吉字上田1785番5
の最北端とした。

【格子の回転角度(82.5度)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。